

認証番号：農第 624 号

兵庫県認証食品認証書

食の安全安心と食育に関する条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記の食品を認証します。

令和 2 年 8 月 1 日

兵神機械工業株式会社 兵神ファーム
取締役社長 友藤 公雄 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三



記

食品名	ベビーリーフ
確認した内容	<ol style="list-style-type: none">次の個性・特長を有すること。 ①定期的に培養液を成分検査に出し、無駄な養液の廃棄を行わない ②環境創造型農業に基づく化学合成農薬低減技術の導入食品の安全に関する法令基準を満たす食品であること。食品の生産履歴が記録されており、消費者の要求に応じて開示できること。
有効期限	令和 2 年 8 月 1 日 から 令和 5 年 7 月 31 日 まで有効とする。
条件	<ol style="list-style-type: none">生産履歴を継続して記録し、消費者の要求等に応じて常に生産履歴情報を開示できる体制を整備すること。食の安全安心と食育に関する条例に定める受証者の責務に係る事項を遵守すること。認定した生産者及び生産面積はひょうご推奨ブランド農産物生産計画書のとおりとする。



認証番号：農第 625 号

兵庫県認証食品認証書

食の安全安心と食育に関する条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記の食品を認証します。

令和 2 年 8 月 1 日

兵神機械工業株式会社 兵神ファーム
取締役社長 友藤 公雄 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三



記

食品名	ミニセロリ
確認した内容	<ol style="list-style-type: none">次の個性・特長を有すること。 ①定期的に培養液を成分検査に出し、無駄な養液の廃棄を行わない ②環境創造型農業に基づく化学合成農薬低減技術の導入食品の安全に関する法令基準を満たす食品であること。食品の生産履歴が記録されており、消費者の要求に応じて開示できること。
有効期限	令和 2 年 8 月 1 日 から 令和 5 年 7 月 31 日 まで有効とする。
条件	<ol style="list-style-type: none">生産履歴を継続して記録し、消費者の要求等に応じて常に生産履歴情報を開示できる体制を整備すること。食の安全安心と食育に関する条例に定める受証者の責務に係る事項を遵守すること。認定した生産者及び生産面積はひょうご推奨ブランド農産物生産計画書のとおりとする。



認証番号：農第 626 号

兵庫県認証食品認証書

食の安全安心と食育に関する条例第13条第1項の規定に基づき、下記の食品を認証します。

令和2年 8月 1日

兵神機械工業株式会社 兵神ファーム
取締役社長 友藤 公雄 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三



記

食品名	ちんげんさい
確認した内容	<p>1. 次の個性・特長を有すること。</p> <p>①定期的に培養液を成分検査に出し、無駄な養液の廃棄を行わない</p> <p>②環境創造型農業に基づく化学合成農薬低減技術の導入</p> <p>2. 食品の安全に関する法令基準を満たす食品であること。</p> <p>3. 食品の生産履歴が記録されており、消費者の要求に応じて開示できること。</p>
有効期限	令和2年8月1日 から 令和5年7月31日 まで有効とする。
条件	<p>1. 生産履歴を継続して記録し、消費者の要求等に応じて常に生産履歴情報を開示できる体制を整備すること。</p> <p>2. 食の安全安心と食育に関する条例に定める受証者の責務に係る事項を遵守すること。</p> <p>3. 認定した生産者及び生産面積はひょうご推奨ブランド農産物生産計画書とのおりとする。</p>



認証番号：農第 627 号

兵庫県認証食品認証書

食の安全安心と食育に関する条例第13条第1項の規定に基づき、下記の食品を認証します。

令和2年 8月 1日

兵神機械工業株式会社 兵神ファーム
取締役社長 友藤 公雄 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三



記

食品名	みずな
確認した内容	<p>1. 次の個性・特長を有すること。</p> <p>①定期的に培養液を成分検査に出し、無駄な養液の廃棄を行わない</p> <p>②環境創造型農業に基づく化学合成農薬低減技術の導入</p> <p>2. 食品の安全に関する法令基準を満たす食品であること。</p> <p>3. 食品の生産履歴が記録されており、消費者の要求に応じて開示できること。</p>
有効期限	令和2年8月1日 から 令和5年7月31日 まで有効とする。
条件	<p>1. 生産履歴を継続して記録し、消費者の要求等に応じて常に生産履歴情報を開示できる体制を整備すること。</p> <p>2. 食の安全安心と食育に関する条例に定める受証者の責務に係る事項を遵守すること。</p> <p>3. 認定した生産者及び生産面積はひょうご推奨ブランド農産物生産計画書とのおりとする。</p>



兵庫県認証食品認証書 COPY

食の安全安心と食育に関する条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記の食品を認証します。

令和 2 年 8 月 1 日

兵神機械工業株式会社 兵神ファーム
取締役社長 友藤 公雄 様

兵庫県知事 井 戸 敏 十



記

食品名	うるち米
確認した内容	<p>1. 次の個性・特長を有すること。 ①環境創造型農業の実践 2. 食品の安全に関する法令基準を満たす食品であること。 3. 食品の生産履歴が記録されており、消費者の要求に応じて開示できること。</p>
有効期限	令和 2 年 8 月 1 日 から 令和 5 年 7 月 31 日 まで有効とする。
条件	<p>1. 生産履歴を継続して記録し、消費者の要求等に応じて常に生産履歴情報を開示できる体制を整備すること。 2. 食の安全安心と食育に関する条例に定める受証者の責務に係る事項を遵守すること。 3. 認定した生産者及び生産面積はひょうご推奨ブランド農産物生産計画書のとおりとする。</p>



ひょうご推奨ブランド